

競漕規則・細則 新旧対照表 (2021年4月1日発効)

朱書き・下線を付した個所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>第10条 (安全用具)</p> <p>1 すべての艇は、艇首に直径4cm以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール (バウボール Bow Ball) を取り付けなければならない。</p> <p>2 すべての艇のフットストレッチャー (ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置) は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる (クイックリリースフットストレッチャー) 形式でなければならない。</p> <p>3 前2項に違反している艇は、用途や場所などを問わず、いかなる場合も使用できないし、この違反艇でレースに出漕したクルーは失格となる。</p> <p>第10条 (安全用具) 第2項細則</p> <p>第10条第2項の「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかどが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールロープにより両足それぞれ独立して固定しなければならない。さらに、漕手がフットストレッチャーから足を外す際に、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造でなければならない。</p> <p>(2) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。</p> <p>(新規)</p>	<p>第10条 (安全用具)</p> <p>(同左)</p> <p>第10条 (安全用具) 第2項細則</p> <p>(同左)</p> <p>第10条 (安全用具) 第3項細則</p> <p><u>第3項の罰則規定は2023年4月1日からとし、それまでは当該クルーに指導を与える。</u></p>

第11条（艇最小重量等）細則

1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は下表のとおりとする。

記号	種目	艇重量	女子種目
1 x	シングルスカル	14 キログラム以上	○
2 x	ダブルスカル	27 キログラム以上	○
2 -	舵手なしペア	27 キログラム以上	○
2 +	舵手つきペア	32 キログラム以上	
4 x	舵手なしクオドルプル	52 キログラム以上	○
4 -	舵手なしフォア	50 キログラム以上	
4 +	舵手つきフォア	51 キログラム以上	○
4 x +	舵手つきクオドルプル	53 キログラム以上	○
8 +	エイト	96 キログラム以上	○
KF	ナックルフォア		○

2～9 （省略）

第22条（日常管理）

競技者および所属団体関係者は、当協会の定める安全指針等に従い、レース参加・続行に支障のないよう、健康保持、安全対策および技量の維持・向上に努めなければならない。

（新規）

第26条（軽量級漕手の要件）細則

1 同じ日に同じ種目が2ラウンド行われる場合、最初のラウンドに出漕する必要がないクルーの漕手は、最初のラウンドに出漕するクルーの漕手と同時時間帯に計量を行う。その場合の詳細は競漕委員会から別途周知される。

第11条（艇最小重量等）細則

1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は下表のとおりとする。

記号	種目	艇重量	女子種目
1 x	シングルスカル	14 キログラム以上	○
2 x	ダブルスカル	27 キログラム以上	○
2 -	ペア	27 キログラム以上	○
2 +	舵手つきペア	32 キログラム以上	
4 x	クオドルプル	52 キログラム以上	○
4 -	フォア	50 キログラム以上	
4 +	舵手つきフォア	51 キログラム以上	○
4 x +	舵手つきクオドルプル	53 キログラム以上	○
8 +	エイト	96 キログラム以上	○
KF	ナックルフォア	-	○

2～9 （同左）

第22条（日常管理）

（同左）

第22条（日常管理）細則

競技者は基本的な水泳の能力として、以下の2項目が求められる。

- （1）50mを泳げること。
- （2）水中でどこにもつかまらずに、3分以上、首から上を水の上に維持できること。

第26条（軽量級漕手の要件）細則

1 （同左）

<p>2 計量時の服装はレース時に着用するユニフォームとする。</p> <p>3 定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。</p>	<p>2 計量時の服装は<u>最低限</u>、レース時に着用するユニフォームとし、<u>それ以外の衣服を着用してもよい</u>。</p> <p>3 (同左)</p>
<p>第29条 (棄権・放棄)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 棄権したクルーは、以後のラウンドに進めない。ただし、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権については、当該レースの最下位とする。</p> <p>5、6 (省略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第29条 (棄権・放棄)</p> <p>(同左)</p> <p>第29条 (棄権・放棄) 第4項細則</p> <p><u>1 エントリーが少ない種目において、プレリミナリーと決勝の2つのラウンドで順位を決める場合、プレリミナリーレースを棄権したクルーは決勝レースには進めない。</u></p> <p><u>2 エントリーが少ない種目において、決勝ラウンドのみで最終順位を決める場合、決勝レースを棄権・放棄したクルーは最終順位を与えられない。</u></p>
<p>第30条 (ユニフォーム等のクルー内統一) 細則</p> <p>1 ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下などは統一されていなければならない。柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められない。</p> <p>2 帽子及び鉢巻は、統一したものであれば着用・非着用の者がいても構わない。ただし、帽子と鉢巻を併用する場合は、一体のものとみなす。</p> <p>3 パーソナルアイテムは統一されている必要はない。</p> <p>4 本条に違反し、その是正に従わないクルーは、除外 (レッドカード) となることがある。</p>	<p>第30条 (ユニフォーム等のクルー内統一) 細則</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 <u>舵手はクルー内で統一されたユニフォームに加えて、漕手が着用していない衣服を着用してもよい。</u></p> <p>5 本条に違反し、その是正に従わないクルーは、除外 (レッドカード) となることがある。</p>
<p>第48条 (特定クルーに対する停止等)</p> <p>1 レース中、主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の航行を妨げる物その他に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せず、その特定の艇のみを停止させることができる。</p> <p>2 主審は、レース全体を止めるのか、特定の艇のみを止めるのかを、相当の注意をもって慎重かつ瞬時に判断しなければならない。</p>	<p>第48条 (特定クルーに対する停止等)</p> <p>(同左)</p>

<p>第48条（特定クルーに対する停止等）第1項細則</p> <p><u>1</u> 主審は、レース中の特定のクルーを止める場合、白旗を頭上に真直ぐ揚げ、当該クルー名を呼び、「止まれ！」と当該クルーが止まるまで大きく号令し続ける。</p> <p><u>2</u> <u>他艇を接触または妨害する危険が生じる場合等に、レース中の特定の艇のみを停止させる処置をとるときは、代表者会議等で事前に周知する。</u></p>	<p>第48条（特定クルーに対する停止等）第1項細則</p> <p>主審は、レース中の特定のクルーを止める場合、白旗を頭上に真直ぐ揚げ、当該クルー名を呼び、「止まれ！」と当該クルーが止まるまで大きく号令し続ける。</p>
<p>附則7 本<u>規則</u>は2020年9月25日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2020年9月26日以降効力を発する。</p> <p>（新規）</p>	<p>附則7 本<u>細則</u>は2020年9月25日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2020年9月26日以降効力を発する。</p> <p><u>附則8 本細則は2020年12月18日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2021年4月1日以降効力を発する。</u></p>